



社報タイトル「一心」は社内で
掲げる2025年の標語です。

No. 228

7月の税務

● 7月10日

1. 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
(年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付)

● 7月15日

2. 所得税の予定納税額の減額申請

● 7月31日

3. 所得税の予定納税額の納付(第1期分)
4. 5月決算法人の確定申告
〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
5. 2月, 5月, 8月, 11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
〈消費税及び地方消費税〉
6. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
〈消費税及び地方消費税〉
7. 11月決算法人の中間申告
〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
8. 消費税の年税額が400万円超の2月, 8月, 11月決算法人の3月ごとの中間申告
〈消費税及び地方消費税〉
9. 消費税の年税額が4,800万円超の4月, 5月決算法人を除く法人・個人事業者の
1月ごとの中間申告(3月決算法人は2か月分)〈消費税及び地方消費税〉

● 7月中において市町村の条例で定める日

10. 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付

※デスクマット等に挟んでご利用ください。

税務マメ知識 ～令和7年度税制改正～

Y. K

令和7年度の税制改正により、所得税の基礎控除、給与所得控除等が見直され、特定親族特別控除が創設されました。

これらの改正に伴い、次表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

扶養親族等の区分	控除額	扶養親族等の所得要件 (給与収入金額)※給与のみとした場合	
		改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	38万円	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	3万円～38万円	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	27万円	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)
特定扶養親族※	3万円～63万円	58万円超 188万円以下 (123万円超 188万円以下)	-

※特定扶養親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円超123万円以下(123万円超188万円以下)の人をいいます。

【従業員の源泉徴収事務をされている経理の方へ】

令和7年11月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません。令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、上記の改正が適用されます。
詳細は、担当者にお問い合わせください。

突然の出会い

M. T

私の趣味であるウォーキングは植物園巡りが多くなっています。
そこでは、時にレアな体験をすることがあります。
つい最近は、見たこともない緑色の大きな蝶らしきものと遭遇しました。
調べみると幸福を呼ぶと言われる【オオミズアオ】という名前の蛾でした。
モフモフしていて、クリっとした目が『カワイイ!』というのが第一印象でした。
この蛾は、幼虫時に蓄えた栄養で一生を全うします。美しい外見で短命である、オオミズアオ。
偶然見かけてもそっとしておきましょう。
私のウォーキングは、当分、植物園巡り。
健康に良いだけではなく、自然との触れ合いが癒しの時となっています。
これからも、様々な出会いを楽しみながら
ウォーキングを続けて行きたいと思います。

